

○人権を尊び差別のない明るい生坂村をめ

ざす条例

(平成9年3月25日)
(条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、人類普遍の権利として基本的人権と法の下での平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言の理念に則り、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって明るく住みよい生坂村の発展に寄与することを目的とする。

(村の責務)

第2条 村は、前条の目的を達成するために必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で村民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(村民の責務)

第3条 村民は、「村民憲章」及び「人権尊重の村宣言」の精神を踏まえ、相互の基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための施策に積極的に協力し、自らも差別を「しない・させない・許さない」社会の形成促進に努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 村は、第1条の目的達成のため、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、すべての村民の人権が尊重される住みよい村づくりのための施策を総合的に推進するものとする。

(調査等の実施)

第5条 村は、前条の施策を推進するため、必要に応じ調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第6条 村は、村民の人権意識の高揚を図るため、あらゆる啓発媒体を活用するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会的環境づくりを促進するものとする。

(推進体制の充実)

第7条 村は、諸施策を効果的に推進するために、国・県及び人権関係団体との連携を図り推進体制の充実に努めるものとする。

第3類 行政通則 (人権を尊び差別のない明るい生坂村をめざす条例)

(審議会)

第8条 村は、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、「人権を尊び差別のない明るい生坂村をめざす審議会」を置く。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(生坂村部落解放審議会条例の廃止)

2 生坂村部落解放審議会条例(昭和47年生坂村条例第12号)は、廃止する。

(生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年生坂村条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「部落解放審議会の委員」を「人権を尊び差別のない明るい生坂村をめざす審議会の委員」に改める。

〔生坂村四八〕

一三三三の二